

長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財を長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県天然記念物の指定を解除したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項及び第31条第2項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び名称
<small>どうぞう あみだ によらいおび</small> 銅造阿弥陀如来及 <small>りょうきょう じりゅうぞう</small> 両脇侍立像	3軀	松本市和田境 1317 番地	松本市和田境 1317 番地 <small>さいぜんじ</small> 西善寺
<small>もくぞうじゅういちめんくわんおん</small> 木造十一面観音 <small>りゅうぞう</small> 立像	1軀	上田市真田町傍陽萩 5921 番地	上田市真田町傍陽萩 5921 番地 <small>じっそういん</small> 宗教法人実相院

2 長野県天然記念物に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び名称
<small>よなまつ</small> 夜泣き松	1本	下伊那郡大鹿村大字鹿 塩 101 番地	下伊那郡大鹿村大字鹿塩 101 番地 <small>かわい</small> 河合自治会

3 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	員数	所在地	指定告示
<small>みやわき</small> 宮脇のハリギリ	1本	上伊那郡箕輪町東箕 輪 64 番地	昭和 37 年 7 月 12 日

長野県内の国・県指定等文化財件数一覧

(平成29年8月1日現在)

区 分		件数	備 考
国 指 定	国 宝	8	善光寺本堂、松本城天守、安楽寺八角三重塔、 大法寺三重塔、仁科神明宮、土偶(縄文のビーナス)、 楽焼白片身変茶碗、土偶(仮面の女神)H26. 8. 21指定
	重要文化財	179	建造物 81件 美術工芸品 98件 (柳沢遺跡出土品H26. 8. 21指定 土偶H26. 8. 21解除 土偶H27. 9. 4指定)
	重要無形文化財	0	
	重要有形民俗文化財	7	七夕人形コレクション等 7件
	重要無形民俗文化財	10	雪祭、新野の盆踊、大鹿歌舞伎 (H29. 3. 3) 等 10件
	特別史跡	1	尖石石器時代遺跡
	特別名勝特別天然記念物	1	上高地
	特別天然記念物	4	白馬連山高山植物帯、ライチョウ、カモシカ、白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石
	史跡	37	集落跡14件、城館跡7件、古墳5件、学校等2件、墓所2件 等 (星ヶ塔黒曜石原産地遺跡H27. 3. 10、飯田古墳群H28. 10. 3、 小笠原氏城跡H29. 2. 9、高島藩主諏訪家墓所H29. 2. 9指定)
	名勝	5	寝覚の床、天龍峽、光前寺庭園、姨捨(田毎の月)、米子瀑布群
	天然記念物	24	植物11件、動物6件、地質・鉱物6件 等
	国指定 小計	276	
国 選 定	重要文化的景観	2	姨捨の棚田(H22)、小菅の里及び小菅山の文化的景観(H27)
	重要伝統的建造物群 保存地区	7	妻籠宿(S51)、奈良井(S53)、海野宿(S62)、青鬼(H12)、木曾平沢(H18)、稲荷山(H26)、 長野市戸隠(H29. 2. 23)
	選定保存技術	1	屋根板製作(保持者:栗山光博)1人 *建具製作(保存団体:全国伝統建具技術保存会)の理事長交代により H27. 10. 29付けで静岡県へ事務局の所在地変更 0件
	国選定 小計	10	
国指定+選定 計		286	
国 登 録	登録有形文化財	506	西駒山荘石室・山崎家及び臼井家別荘(セキスイハウスA型)(2件 H. 28. 8. 1官報) 宮澤家住宅味噌蔵 H28. 9. 14登録抹消 柳田国男館(旧喜談書屋)・旧山田家住宅(奥座敷・新座敷・質蔵及び文庫蔵・裏門と台所味噌 蔵及び事務所・隅蔵・六間蔵及び二間蔵・酒売場)(8件 H. 28. 11. 29官報) 寿高原食品四階倉庫、瀧澤家住宅3棟(4件 H29. 6. 28官報)
	登録有形民俗文化財	1	諏訪湖の漁撈用具及び舟大工用具
	登録記念物	7	今井氏庭園、半田氏庭園、宮澤氏庭園 以上H26. 10. 6登録
国選 択	選択無形文化財	0	
	選択無形民俗文化財	30	雪祭りの芸能、伊那谷のコト八日行事 等 親沢の人形三番叟(H27. 3月2日指定)、安曇平のお船祭り (H29. 3. 3指定)
国 合 計		830	
県 指 定	県 宝	230	建造物73件(阿布知神社本殿及び拝殿H27. 9. 24指定、六地藏石幢H28. 3. 17指定)、 美術工芸品157件(安布知神社本殿及び拝殿、絹本着色愛染明王像H27. 9. 24指定、木造阿弥陀如来坐 像、木造馬頭観音菩薩坐像H28. 3. 17指定、木造地藏菩薩立像、銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像H29. 3. 16指定)
	県無形文化財	1	日本刀制作技術(保持者:宮入法廣) みやいり のりひろ
	県民俗文化財	35	信濃町の野鍛冶住宅(旧中村家)及び野鍛冶資料等 有形 6件 諏訪大社の御柱祭り、犀川神社の杜煙火等 大鹿歌舞伎(H29. 3. 3解除) 無形 29件
	県 史 跡	67	集落跡6件、城館跡27件、古墳13件、陣屋跡3件 等 高岡第1号古墳・馬背塚(上の坊第1号)・飯沼 雲彩寺古墳(H28. 10. 3解除)
	県 名 勝	6	田立の滝、中田氏庭園、三本滝、奥裾花峡谷 等
	県天然記念物	105	植物61件、動物20件、地質・鉱物7件、化石14件 等 (飯田城桜丸のイヌノキ、野尻湖大型哺乳類化石群(ナウマンソウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ) H26. 9. 25 指定 八生のカヤH27. 9. 24解除、東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群H29. 3. 16指定)
	県指定 小計	444	
県選 択	県選 択無形民俗文化財	25	おたや祭りの習俗、味の文化財 等
県選 定	県選 定保存技術	0	
県 合 計		469	
総 計		1,299	

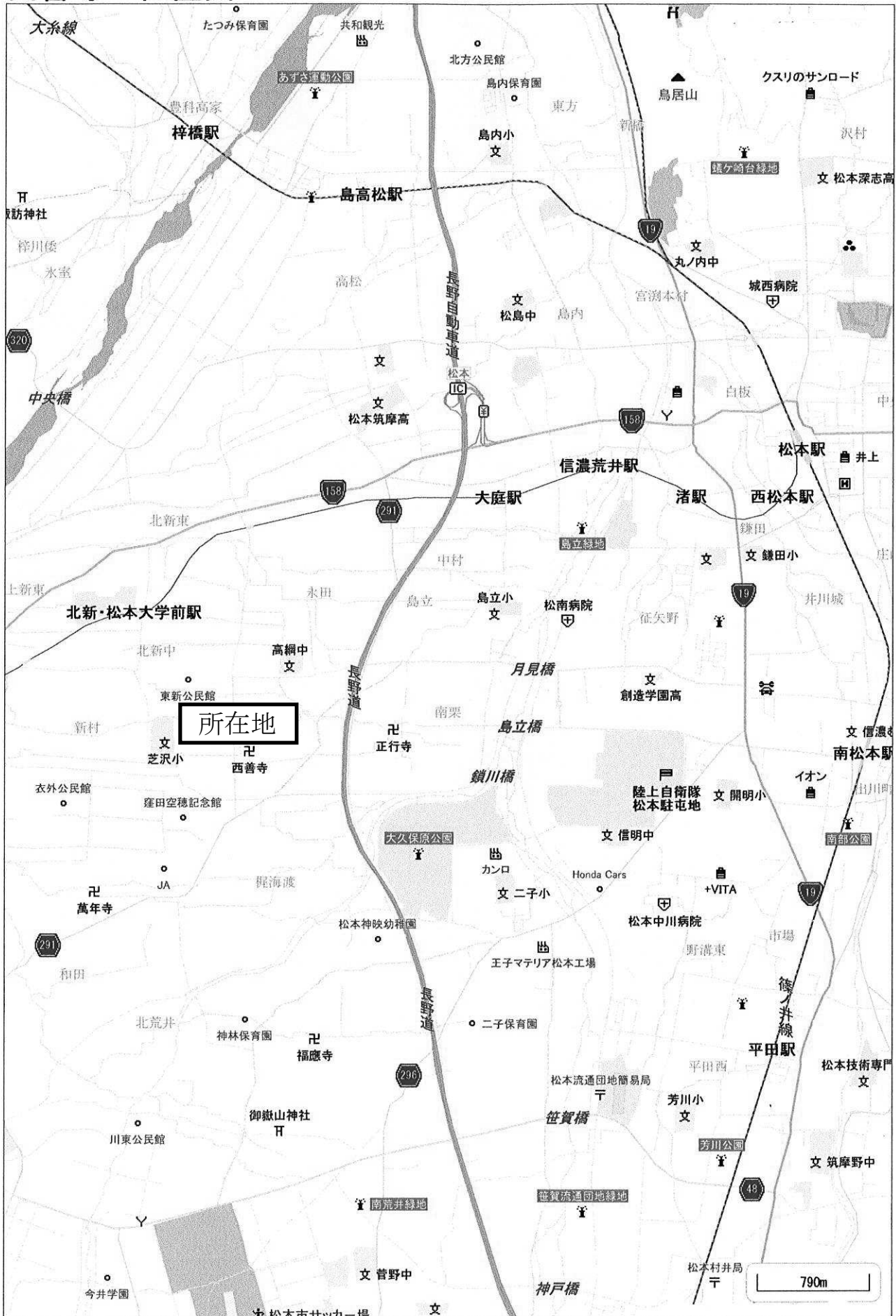
諮 問 物 件 の 概 要

1 名称・員数	どうぞうあみだによらいおよびりょうきょうじりゅうぞう 銅造阿弥陀如来及両脇侍立像 3 軀
2 所在地	わださかい 長野県松本市和田境1317 番地
3 所有者の住所 及び名称	長野県松本市和田境 1317 番地 さいぜんじ 西善寺
概況及び特色	<p> もとは筑摩神社（松本市筑摩）の南西にあった神宮寺*1である安養寺の仏像であったが、戦火で廃寺となり、近世に念来寺（松本市清水）に移され、さらに明治初年の廃仏毀釈*2で西善寺に移安されたと伝えられる。現在は本堂内の、向かって右脇壇の厨子内*3に秘仏として安置される。 </p> <p> 作りは銅造で、両脇侍が胸前で両掌を重ね合わせる梵篋印*4であることから、善光寺式の阿弥陀三尊像*5とみられ、光背・台座は後補であるが、もとより一光三尊、一具の像である。像高は中尊 49.3 cm、両脇侍は約 35 cm。いずれも火中損傷の痕が多く、中尊の両手先は失われているが、もとは右手施無畏*6、左手刀印*7であったと考えられる。中尊は螺髪、白毫（欠失）相、三道*8をあらわし、耳朵垂部環状*9とし、裙、下衣、覆肩衣、衲衣*10を着す。最大の特徴はその着衣法で、覆肩衣の縁を衿状に折り返し胸の左右で対称的につくり、腹部中央で衲衣の折り返しを内にたくし込む形状で、類例に乏しい。両脇侍は共に高髻*11に山形宝冠を着け、梵篋印を結び、裙・腰布・条帛・天衣を着し、ほぼ同形であるが、宝冠の化仏により、左脇侍（向かって右）は観音菩薩、右脇侍は勢至菩薩とみられる。その山形宝冠は神奈川県鎌倉市の円覚寺所蔵の善光寺式阿弥陀三尊像（文永 8 年／1271 年）に通じ、一般的には四、六、八角形宝冠が多いなかで稀少な像容であり、一定の影響関係が推測される。 </p> <p> 中尊は別鑄の両手先をのぞく全容を、前後の合わせ型による一鑄とし、両脇侍は両手を含む全容を同様に一鑄としている。焼損のため表面の鍍金は確認されない。小づくりな目鼻立ち、中尊の細かい衣文、脇侍の着衣の浅く簡略な彫口は福島県いわき市の阿弥陀三尊像（嘉元 2 年／1304 年修覆銘）や千葉県香取市の修徳院阿弥陀三尊像（正応 3 年／1290 年）に通じ、山形宝冠が共通する円覚寺像との関係からみて、制作年代は 13 世紀末～14 世紀初めと考えられる。 </p> <p> 本像は善光寺式の阿弥陀三尊像の多様な系統のなかでも全国的に稀少な像容を示す。中尊の着衣や脇侍の山形宝冠は、飛鳥仏や請来凶像等*12によりつつ善光寺仏の「三国伝来」*13のイメージを積極的に求めた結果ともみられ、「善光寺式」の受容・普及を考えるうえで貴重な作例である。焼損の痕は少ないが、作風は当時の中央の木彫仏の影響を受けた洗練されたもので、小笠原氏の帰依厚い国府八幡宮・神宮寺*13に祀られていた善光寺式の阿弥陀三尊像としての歴史的意義は大きい。 </p>

	<p>【松本市 文化財指定 昭和 36 年 1 月 24 日】</p> <p>*1 神宮寺 神仏習合の思想に基づき、神社に付属して建てられた寺院</p> <p>*2 廃仏毀釈 1868 年の神仏分離令を契機に起きた仏教に対する迫害運動。</p> <p>*3 厨子 収納具の一種、仏像や経巻を納める仏具、多くは面正方形、長方形の箱形。</p> <p>*4 梵篋印 両掌を水平に合わせる印相。印相は両手で示す形、表現。</p> <p>*5 善光寺式阿弥陀三尊像 善光寺の本尊を模した一光三尊形式の阿弥陀如来像で、鎌倉時代以降に日本各地で制作された。</p> <p>*6 施無畏（印） 手を上げて、手の平を前に向けた印相、「恐れなくてよい」と相手を励ます印</p> <p>*7 刀印 左手を下げて人差し指と中指を伸ばし他指を曲げた、古式の与願印。</p> <p>*8 螺髪、白毫相、三道 螺髪、白毫は仏の特徴を示す三十二相、三道（相）は首に横二本の線があり、三段になっていることで、仏相のひとつ。</p> <p>*9 耳朶垂部 耳たぶ</p> <p>*10 裙、下衣、覆肩衣、衲衣 いずれも着衣</p> <p>*11 高髻 髪を結ったもの。結び目の位置を高くとり、髪の高さを高くした。</p> <p>*12 請来図像 仏像図など、請い受けて他国からもたらされたもの。</p> <p>*13 三国伝来 インドから中国へ伝わり、更に日本へ伝わったこと。</p> <p>*14 国府八幡宮 古代律令制下において国府の近くに建てられた八幡宮であり、松本市の筑摩神社もその中の一つであり、鎌倉時代以後は小笠原氏の祖神として尊ばれた。</p>
<p>5 諮問理由</p>	<p>① 県下の善光寺式阿弥陀三尊中でも鎌倉時代末に遡る古例であり、当初像 3 軀を残す。</p> <p>② 中尊の着衣形式は、全国的にも類例少なく、「善光寺式」の変容作例として注目される。</p> <p>③ 脇侍の山形宝冠は鎌倉・円覚寺像にその例があり、中央的作風の一定の影響が考えられる。</p> <p>④ 造立事情は明らかではなく、火中損傷の痕も少なくないが、国府八幡宮・筑摩神社の神宮寺に祀られていた善光寺式尊像として貴重である。</p>
<p>6 指定基準</p>	<p>第 1 長野県宝の指定基準</p> <p>(1) 絵画及び彫刻</p> <p>イ 歴史上特に意義ある資料となるもの</p> <p>ウ 題材、品質、形状または技法等の点で、顕著な特性を示すもの</p>
<p>参考文献</p>	<p>① 長野県信濃美術館編『いのりのかたち善光寺信仰展』（2009 年 4 月）</p> <p>② 『仏教芸術 307 号』（特集 善光寺如来）毎日新聞社 (2009 年 11 月)</p> <p>③ 古幡昇子「善光寺式阿弥陀および脇侍像の造形について—鎌倉時代の作例を中心に」『昭和女子大学文化史研究 14 巻』（2011 年）</p> <p>④ 松本市教育委員会編『西善寺の文化財調査報告書』（2011 年 3 月）</p> <p>⑤ 仏像の事典（2014 年 熊田由美子監修）</p> <p>⑥ 長野県松本市西善寺銅造阿弥陀如来及両脇侍立像調査書 熊田由美子長野県文化財保護審議委員 (調査年月日 平成 27 年 8 月 27 日)</p>



西善寺 位置図



諮 問 物 件 の 概 要

1 名称・員数	もくぞうじゅういちめんかんのりゅうぞう 木造十一面観音立像 1 軀
2 所在地	上田市真田町 ^{そえひ} 傍陽萩 5921 番地
3 所有者の住所及び名称	上田市真田町傍陽萩 5921 番地 宗教法人 ^{じつそういん} 実相院
4 概況及び特色	<p>上田市真田の天台宗*1^{こきつ}古刹・実相院の本堂脇壇に安置される木造十一面観音立像は、山家神社（上田市真田長）の神宮寺*2・白山寺の本地仏*3^{ほんじぶつ}であったが、明治の廃仏毀釈*4^{はいぶつきしやく}の折に同寺が廃寺となり移安されたと伝えられる。山家神社は『延喜式神名帳』^{じんみょうちよう}（10 世紀初）の式内社*5^{しきないしゃ}で、奥社を当地域の水源地である四阿山に置き、産土神や神体山である四阿山の水分神*6^{みくまりのかみ}として尊ばれ、鎌倉時代以前に白山神*7^{なんじよう}を勧請してから後は、「白山様」とも称された。中近世には旧白山寺とともに、真田氏をはじめ歴代藩主や庶民の崇敬が盛んであった（祭神・^{おおくにぬしのみこと}大 国 主 神、伊邪那美神、菊理媛神）。</p> <p>本像は、カツラ材とみられる割矧造り*8^{わりはぎづく}で、頭・体幹部は、髻頂*9^{むすぶね}より地付きに至る豎一材を前後に割矧ぎ、内削りを施す。左体側は肩、肘、手首、右は肩、手首で矧ぐ。像高 103.7 cm、素地仕上げとみられ、頭部や面相の一部には彩色が施されている。頭上の化仏は別材矧付けで、一部亡失し後補もみられるが、仏面をはじめ当初の化仏を多く遺す。髻や面部、体軀の表面は刀目を残して仕上げ、着衣（^{じようほく} 袷 帛・^{くん} 裙・^{こしぬの} 腰 布・^{てんね} 天 衣）の衣文は前面のみ彫出され、背面ではほとんど省略されている。こうした仕様は神仏習合像に多く、伝承どおり本地仏であったとみられる。その制作年代は、上記の構造に加えて、胸厚、腹厚が比較的薄く、衣文が浅く定型化され始めていることから、平安後期 12 世紀に入っ ての作とみられ、やや沈鬱な面貌が京都府京都市の法金剛院阿弥陀如来坐像（1140 年頃）、滋賀県栗東市の金體寺阿弥陀三尊像脇侍（1142 年）にも近いことから、第 2～第 3 四半期頃と推定できる。本地仏らしい粗い彫口ながら、体軀の均整にすぐれ、端正な衣文表現などは都ぶりといえる作風である。</p> <p>本像は山家神社・旧白山寺関係遺品としては現存最古例のひとつであり、当地の四阿山・白山信仰を考えるうえで欠かせない像である。全国的には白山本地仏と確認できる十一面観音像の古例は 11 世紀末以降にみられるが、平安時代に遡る指定例は少なく（国重文・4 件程度）、本像は加賀白山宮が比叡山延暦寺の所管下に入った時期（久安 3 年／1147 年頃）に近い平安末期の作例として貴重である。化仏の一部に加え、左手先、天衣両垂下部、両足先、持物、台座を後補とするものの、全体的には保存状態も良好</p>

	<p>である。</p> <p>【上田市指定有形文化財 昭和 47 年 4 月 1 日】</p> <p>*1 天台宗 最澄によって平安時代初期（9 世紀）に日本に伝えられた仏教の宗派。</p> <p>*2 神宮寺 神仏習合の思想に基づき、神社に付属して建てられた寺院。</p> <p>*3 本地仏 神道の神の本来の姿は仏教の仏様とする考え。</p> <p>*4 廃仏毀釈 1868 年の神仏分離令を契機に起きた仏教に対する迫害運動。</p> <p>*5 式内社 延喜式は平安時代中期に編纂された格式（律令の施行細則）で 50 巻から成り、9、10 巻が通称延喜式神名帳といわれ、当時官社に指定された神社が記載されており、式内社あるいは式社といわれた。</p> <p>*6 水分神 神道の神、水の分配を司る神。水源地や分水点に祀られた。</p> <p>*7 白山神（信仰） 石川県、福井県、岐阜県にまたがる白山の山岳信仰から発展した信仰。</p> <p>*8 割矧造り 像の干割れを防ぐため、像を前後に割り、内側をえぐり、再び矧ぎ付ける技法。9 世紀以降普及。</p> <p>*9 髻頂 宝髻の頂</p>
5 諮問理由	<p>① 平安時代 12 世紀第 2・3 四半期頃の制作とみられる木造割矧造りの十一面観音立像の古例として貴重である。</p> <p>② 表面の刀目痕や省略された背面の衣文から、もとより本地仏として造られたものと考えられ、当初の化仏を多く遺すなど、保存状態もよく、均整のとれた体軀や柔らか味のある浅い衣文に中央仏師の様式を受けた彫技をみることが出来る像として貴重である。</p> <p>③ 廃仏毀釈によって散逸した山家神社神宮寺である白山寺旧仏の数少ない、かつ現存最古の遺例として、当地の四阿山・白山信仰の歴史を考えるうえで貴重な資料であり、全国的に平安時代に遡る確かな白山本地仏としての十一面観音像遺例が限られるなかで、新潟・白山神社十一面観音立像（国重文、12 世紀前半）につぐ規模・年代の好例といえる。</p>
6 指定基準	<p>第 1 長野県宝の指定基準</p> <p>(1) 絵画及び彫刻</p> <p>イ 歴史上特に意義ある資料となるもの</p> <p>ウ 題材、品質、形状または技法等の点で、顕著な特性を示すもの</p>

参考文献

- ① 『真田町誌』
- ② 『信濃史料』 第 23 卷
- ③ 『法華経の光』 「古代信濃の天台寺院」 久保智康 2010 年 7 月
- ④ 実相院誌（2009 年）実相院誌刊行会
- ⑤ 仏像の事典（2014 年 熊田由美子監修）
- ⑥ 長野県上田市実相院木造十一面観音調査書
熊田由美子長野県文化財保護審議委員
（調査年月日 平成 27 年 11 月 27 日）



諮 問 物 件 の 概 要

名称・員数	夜泣き松 ^{よなきまつ} 1本
所在地	長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩 ^{かしお} 101番地
所有者の住所及び氏名	下伊那郡大鹿村大字鹿塩 101 番地 河合 ^{かわい} 自治会
概況及び特色	<p>アカマツ (Pinus densiflora Siebold et Zucc.) は、マツ科マツ属の常緑針葉樹であり、日本では常緑広葉樹林帯から夏緑広葉樹林帯下部まで広く分布し、本地域でも自生する植物種である。しかしながらアカマツは古くから燃料にする薪材や建築材、庭木、砂防林や風致林等の緑化材など、多様な利用がなされてきた有用樹種である。また、多くの品種も作出されてきたため、野生個体であるかの判別は一般的には難しい。</p> <p>当該樹は、幹周 4.6m、樹高 15m、推定樹齢 700 年で、県内のアカマツでは注目すべき巨樹である。現在、単木指定^{たんぼく}でのアカマツの県指定は無く、市町村指定の中でも樹高は 9 番目の大きさであり、推定樹齢は群を抜いて高い。</p> <p>また、当該樹は、秋葉街道沿いにある河合^{かわい}地区の高台に位置し、観音堂と共に人々の信仰の対象とされてきた地域のシンボルである。大鹿村教育委員会の村指定天然記念物資料によると「伝によると、駿木城^{するぎじょう}主児島高春^{こじまたかはる}の息女^{みねひめ}に美祢姫という姫があり、興国の頃、宗良親王に仕え、やがて身籠った姫は一女を生み、駿木城で育てていた。しかし赤子の夜泣きがひどく姫はたいそう弱っていた。その話を聞いた河合に住む村人は、近くの観音堂に祈ると、観世音菩薩が夢枕に立ち、堂前の松の小枝を持ちて枕辺に供せ、即ち霊夢に従うや忽ち夜泣き止むと、告げた。この松の枝を取って夜泣きする子の枕元に置けば効験あるとの言い伝えが残っている。以後この松は「夜泣き松」と呼ばれている。」とされる等、数々の伝説がある。</p> <p>大鹿村河合では河合鞍部と呼ばれる中央構造線の断層鞍部(断層の活動で弱くなった岩石が、侵食されて低くなっている場所)を利用して秋葉街道が通っており、古代から多くの人々が往来してきた。「夜泣き松」の高台からは正面に河合鞍部が眺められ、</p>

	<p>近接地にはジオサイトとしての中央構造線断層鞍部の観察地もあり、ここが地域の自然史や歴史を知る上でも特徴的で重要な場所であることがわかる。</p> <p>なお、当該樹は過去に火災により主幹の一部が損傷を受けたり、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風では南側に株が大きく傾いたため、倒壊防止用のロープと鉄製の支柱で支えられている。また、樹幹空洞部には炭化材が充填され、モルタルで塞ぐ措置もとられている。老樹のため、所有者の自治会や大鹿村教育委員会等の熱意によって樹勢が維持されてきたが、今後も何らかの維持管理を継続的に講ずることが必要になると推察される。</p>
<p>諮問理由</p>	<p>現在、県指定で単木指定のアカマツは無く、当該樹の樹高 15 m は、市町村指定の中でも 9 番目の高さであり、推定樹齢 700 年は、群を抜いて高い。したがって、当該樹は、県内のアカマツでは注目すべき巨樹であり、「夜泣き松」の伝説と共に、古くから地域の人々や秋葉街道を行きかう旅人の信仰の対象として、人の手によって大切に守られてきた樹木であり、歴史的な人との関わりを物語る事例としても 貴重な個体である。</p> <p>当該樹は巨樹として価値が高いだけでなく、文化的にも資料的価値が高いことから、県指定文化財にふさわしいと考える。</p>
<p>指定基準</p>	<p>第 8 長野県天然記念物の指定基準</p> <p>(1) 植物</p> <p>キ 大木、名木、奇形木等</p>

(参考) 昭和 50 年 11 月 3 日 大鹿村天然記念物に指定



夜泣き松

諮 問 物 件 の 概 要

名 称	宮脇のハリギリ
所在地	長野県上伊那郡箕輪町東箕輪 64 番地
所有者の住所 及び氏名	上伊那郡箕輪町東箕輪 64 番地 宗教法人長岡神社
概況及び特色	<p>樹種：ハリギリ (<i>Kalopanax septemlobus</i> (Thunb.) Koidz.) 指定：昭和 37 年 7 月 12 日</p> <p>ハリギリはウコギ科ハリギリ属の落葉広葉樹であり、日本では常緑広葉樹林帯から夏緑広葉樹林帯まで広く分布し、本地域で自生する植物種である。本種は建築材や家具、楽器、特に合板用材として優れており、有用樹種である。</p> <p>指定当時の胸高直径は 2.5m、樹高約 40m、推定樹齢 360 年以上であり、県内のハリギリとしては特に老木と評価されている。</p> <p>また当該樹は長岡神社本殿（昭和 48 年 12 月箕輪町有形文化財に指定）の正面前方右側に隣接した位置に生育する。そのため、当該樹の倒木や大きな枝の落下に対する神社参拝等の人々の安全性の担保のみならず、本殿を破損させる危険性の問題も長年懸念されてきた。</p> <p>実際に、昭和 49 年秋には最下部の枝が強風により落下し、昭和 58 年 9 月には落下の恐れがある危険枝 2 本の伐採を実施。昭和 61 年 9 月にはワイヤーロープ 2 本を張る等、それ以降も倒木や枝の落下等の懸念に対して、対策を講じてきた。</p> <p>平成 3 年には腐朽部に発砲ウレタン処理を実施する等の保存処理事業が実施され、平成 12 年 2 月から 3 月には樹幹補強及び倒壊対策処理、樹勢回復処理が実施された。平成 25 年度には樹木医による目視調査により樹勢は維持しているが、腐朽部が多く、かなり危険であるとの報告を受け、枯枝除去の処理とドクターウッズによる主幹の精密診断を実施した。その結果、主幹の空洞化が著しく、安全策としての樹幹のスケールダウンを図りながら、保存していく方針が話し合われた。平成 26 年度には当該樹の倒壊や萌芽再生、枯死回避のため、大枝の上部でスケールダウンを実施し、同年 5 月には当該樹</p>

	<p>は残された枝で葉を展開させ、枯死を免れたが、8月にはほとんどの葉を落としてしまい、予断を許さない状況となった。</p> <p>また同時に後継個体の育成の試みとして、独立行政法人森林総合研究所材木育種センターへ接木による繁殖を依頼し、平成28年5月には2本の苗木の活着が確認された。</p> <p>平成29年5月に実施された文化財パトロールで枯死の恐れが指摘されたため、箕輪町教育委員会が樹木医に診断を依頼し、「枯死」との診断結果を得た。</p> <p>同年6月に文化財保護審議会大窪久美子委員立会のもと現地調査を行い、当該樹には葉が着いておらず、樹木医の診断どおり「枯死」を確認し、事故・災害防止のため早期に伐採する必要があること、当該樹が存在した痕跡を遺すこと等が求められた。その後、同年7月に所有者から、人的被害や神社本殿への影響が懸念されるため、地上1.5mを目途に伐採するという現状変更申請が提出され、事故・災害防止のため、長野県教育委員会指令29教文第14-22号で申請は許可された。</p> <p>一方、材木育種センターにおいては接木由来の2本のハリギリの苗木は順調に生育している状況にある。今後は後継個体として境内に移植し、保存管理していくことが話し合われた。</p>
<p>諮問理由</p>	<p>当該樹は主幹の腐敗、空洞化による枯死が確認され、事故・災害防止のため伐採することとなり、全ての指定要件が失われる状況に至った。</p>
<p>解除の要件</p>	<p>県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護条例第31条)</p>

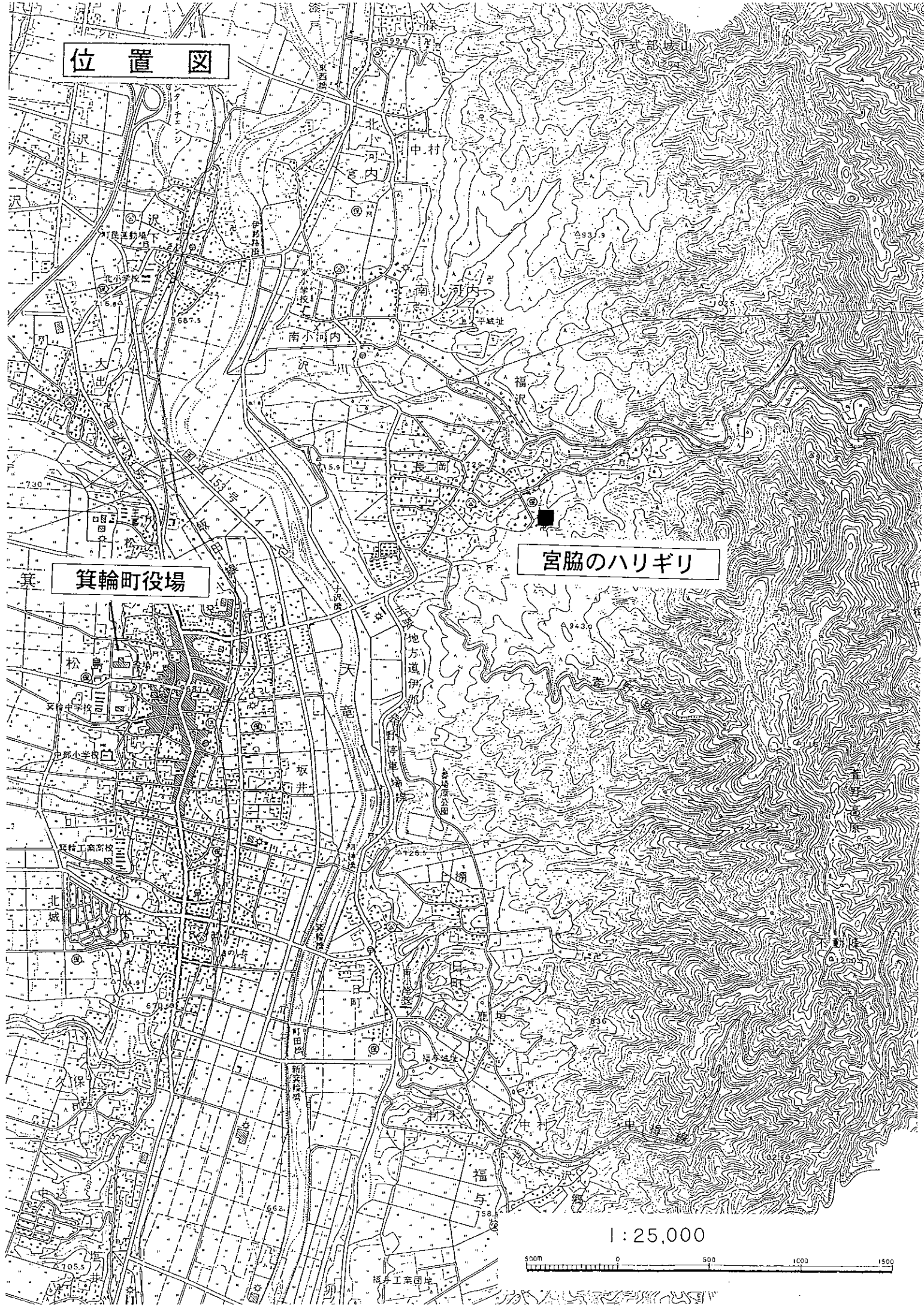
(参考) 指定告示 昭和37年7月12日



宮脇のハリギリ

2017年6月

位置図



箕輪町役場

宮脇のハリギリ

1 : 25,000

